

HEART COMMUNICATION



2023
秋号

所長のひとこと

暑かった夏も過ぎ、ようやく秋らしさを感じられる时候になりました。朝夕は冷え込みますので、どうぞ自愛のうえお過ごしください。

10月から消費税のインボイス制度が始まりました。経理処理上、不明点のお問い合わせも増えてきているところです。わかりにくい事例も出ておりますので、何なりとお申し付けください。また、年末調整も近づいております。本年は大きな改正はございません。どうぞ、お早目の準備をお願いいたします。弊社は下半期で1名中堅社員が退職をいたしました。担当のお客様におかれましては後任につきお気づきの点がございましたら、高田までお申し付けいただけますと幸いです。これからは人の確保と育成が企業存続のキーワードです。身をもって経験をしておりますが、皆様にご迷惑をおかけしないよう、責任感をもって取り組んでまいりますので、引き続きのご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

高田直浩

新入社員のご紹介！



木村美樹 京都市出身

高田総合会計事務所の一員として、早く馴染める様日々努力いたします。
休日は、家でゆっくりしたいです。
目標は、靴をはかない!!



今井一智 京都市出身

令和5年9月11日に入社致しました今井一智と申します。一日でも早く仕事に慣れて事務所の戦力となり、そして、お客様のお役に立ちたいと考えております。趣味は、小説の購読と執筆です。今後とも宜しくお願い致します。



石原由博 サンパウロ市出身

2歳で帰国しておりますのでポルトガル語は話せません。概ね会計事務所10年、事業会社の経理20年を経験いたしました。少しづつでも皆様のお役に立てるよう誠心誠意業務に取り組みます。趣味と言えるかはわかりませんが、野球、ゴルフ、テニス、ボウリング、自転車、スキーなどは少しばかり時間などをかけて楽しませていただきました。



西田裕紀子 京都市出身

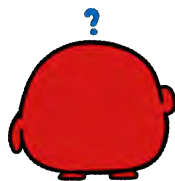
早く仕事を覚え、お客様、事務所の皆様の手助けが出来るよう頑張ります。よろしくお願ひします。親戚にアメリカ人がおりますが、英語は話せません。

会計・税務の 気になるギモン、 教えて所長さん！

今回のテーマは
「インボイス制度」
についてじゃよ！



こだるまじい



Q. 売上金の振込手数料を売り手が負担する場合、
インボイスはあるのかのう？

A. 1万円未満の値引や返品等は、返還インボイスの交付は不要です。

1万円未満の値引や返品等は、返還インボイスの交付は不要です。振込手数料分を値引処理する場合も同じです。インボイス制度への移行に伴い、値引等を行った場合にも値引等の金額や消費税額等を記載した返還インボイスの交付義務があります。例えば、買手が振込手数料を支払った場合は「買手が立て替えた」と考え、売り手が売上値引きとして処理する必要があり、事務負担が増加するという懸念がありました。そこで、事務負担の増加への配慮から「税込1万円未満の値引きについてインボイスの交付義務を免除する」という対策が設けられています。



そうか！それは助かるのう！少しでも事務処理が少ない方がええのじゃ。

その他、振込の時にATMを利用した場合は、
免除要件である「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等」に
ATMが該当するので、下記資料を参考にして下さい。

振込方法	適格請求書の要否	注意点
ATMを利用	不要	交付義務が免除されている為不要だが、利用したATMの場所等一定の記載要件(注)を満たした帳簿保存が必要。ATM利用時に発行されるジャーナルを残しておきましょう。
金融機関の窓口 ネットバンキング	必要	交付義務がある為、適格請求書を保存しておかなければ仕入税額控除を受ける事が出来ません。窓口で受領した領収書を保存しましょう。ネットバンキング 契約者は、請求書がインボイスとなっているのか、または、契約の内容に記載があるか確認してみましょう。

注)ATMを利用した場合の帳簿記載事項

- ・金融機関の名称 ・取引年月日 ・取引内容 ・取引金額 ・特例の対象となる旨(振込手数料が3万円未満の場合)
- ・金融機関の所在地(○銀行○支店ATM等)

ほお～色々あるんじゃなあ。

自動サービス機を利用した場合でも利用明細をしっかり控える必要があるのじゃな。
他にも漏れてそんな事があるかもしれんのう。

インボイス制度が始まって
他にも実務上分からない事が出てくるかもしれません。
いつでも高田総合会計事務所へご相談ください。

PICK UP 01

経営分析 -借入金編-

自社の借入金状況について疑問に思われた方は多いのではないのでしょうか。それぞれの指標において自社がどのような状況かしっかり分析をしていきましょう！

現在の借入金の額が多いか少ないか？

1

当社の借入金の額は同業種平均と比べてどうなのか？

2

あとどれくらい借入ができるのか？

3

借換え、一部返済のタイミングは？

4

借入金月商倍率(借入金が多いのか?)

売上(月商)の何倍の借入金があるのかという基本的指標です。(事業規模は、年商で表されることが一般的です。)

$$\text{借入金月商倍率} = \text{借入金} / \text{年間売上高} \times 1/12$$

1倍以下

優良

3倍越

要注意

借入金は月商の3倍までに!!

5倍越

危険

金融機関も、業種によって違いますが、その数値が3倍に達したらそれ以上は貸さないという指標にしているケースも多いのです。

借入金依存度(借入金に頼ってはいないか?)

総資産に占める借入金の比率により事業規模に対する借入金のバランスを見ます。企業が使用している総資産のうち、外部からの借入金でどの程度まかなわれているかを計算するもので、「借入金依存度」が高い場合は借金体質であり、比率が低い場合は財務体質が健全といえます。

$$\text{借入金依存度} = (\text{短期借入金} + \text{長期借入金} + \text{受取手形割引高}) / \text{総資産} \times 100$$

業種別黒字企業平均指標

数字が小さいほど良く、同業他社と比べて高い場合は要検討! /

建設業 | 30.1%

製造業 | 37.5%

卸売業 | 34.2%

小売業 | 38.8%

サービス業 | 38.8%

自己資本借入金比率(自分で稼いだお金で返済が出来るのか?)

「借入金」を「自己資本」でまかなえるかどうかを見ることで、財務の健全性がわかります。「借入金依存度」も重要ですが、もっとシビアに見る方法が「自己資本借入金比率」です。借入金は他人から調達した、いわゆる「他人資本」なので自分が調達した金額、いわゆる「自己資本」の裏付けが必要になってきます。

$$\text{自己資本借入金比率} = (\text{短期借入金} + \text{長期借入金} + \text{受取手形割引高}) / \text{自己資本} \times 100$$

自己資本と借入金との割合を示す自己資本借入金比率は、低い方が良いとされています。 /

建設業 | 2.1倍

製造業 | 4.1倍

卸売業 | 2.4倍

小売業 | 1.5倍

サービス業 | 4.5倍

有利子負債営業キャッシュフロー比率

企業の本来業務で得た「営業キャッシュフロー」により有利子負債をカバーできているか、実質的返済能力を表します。

$$\text{キャッシュフロー比率} = \text{営業キャッシュフロー} / \text{有利子負債}$$

安全性をチェックするための指標なので、高い方が安全だといえます。 /

建設業 | 1.2%

製造業 | 5.4%

卸売業 | 1.5%

小売業 | 0.3%

サービス業 | 5.8%

PICK UP 02

電子帳簿保存法

2022年1月から、電子取引データの保存が義務になりました
※対象は、すべての事業者。しかし、多くの事業者で準備が間に合わず、本格スタートは実質延期されています。延期期間は 2023 年 12 月末まで。
それまでに我々事業者は、何を準備しておけばよいのでしょうか？

種類別保存方法

① 電子帳簿保存

任意

帳簿や書類(決算関係書類・取引関係書類)のことを指します

② スキャナ保存

任意

取引先から受領した書類等

③ 電子取引データ保存

義務

取引情報を記載した文書を電子データでやりとりしたもの

電子取引データとは…

取引情報を記載した文書(例:領収書や請求書、注文書、契約書、見積書など)で、紙ではなく電子データでやりとりしたものを「電子取引データ」といいます。受け取った場合だけでなく、送信した場合も対象です。電子メールで送受信したファイルデータだけでなく、EC サイトやアプリなどの画面上で表示される請求書や納品書なども含まれます。

重要となる保存方法

今回の義務化により、これら電子取引データは、オリジナルの電子データの状態で保存することが必要となります。「これまでどおり紙で置いておけば OK!」というわけにはいきません。原則、次の 4 つ のルールを守って保存することが求められています。

電子取引データの保存「4つのルール」

POINT
01

システムの
マニュアルや手順書が
備え付けられている

POINT
02

ディスプレイやプリンタ、
アプリなどが用意され、
いつでもデータを確認できる

POINT
03

日付や取引金額、
取引先で検索できる

ファイルが添付されたメールを
そのまま残しておくだけでは不十分です

POINT
04

改ざん防止のための
措置がとられている

保存したデータが「正当なもの」と
証明するために、次のいずれか対応が必要です。

解決策(例)

1. 専門ソフトで機能を備える
2. 保存するファイル名に必要事項を記載して、フォルダの検索機能を利用する
→20240101_〇〇会計事務所_23600.pdf
(日付_仕入先_金額)
3. ファイルと関連付けた索引簿をExcelなどで作成する
一定のダウンロードの求めに応じる事業者で、次のいずれかに該当する場合は免除されます
・判定期間(法人は前々事業年度、個人は前々年)の売上高が5,000万円以下
・税務職員等の求めに応じて整理等された出力書面の提示・提出ができる

1. (受け取る書類について)
タイムスタンプが付与された後の書類を受け取る
2. (発行する書類について)
速やかにタイムスタンプを付す
3. 対応したシステム(データの訂正・削除が記録されるシステム、または、訂正・削除ができないシステム)を利用する

4. 不当な訂正・削除の防止に関する事務処理規定を整備・運用する
事務処理規定を作成の上で国税庁掲載テンプレートを参考にしてみましょう

国税庁「電子帳簿保存法」詳しくはこちら▶



電子取引チェックリスト

参考：
国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」
(令和5年6月)

CHECK 1 電子メールで受け取っている請求書等※のデータ
(PDFファイルなどの添付ファイルを含む)がある。

※ 見積書、請求書、注文書、契約書、領収書等(以下同じ)

CHECK 2 従業員から立替※精算時に、PDFファイル等のデータで請求書等の
提出を受ける場合がある。

※ 旅費・交通費(JAL、ANA、楽天トラベル、じゃらん、スマートEX等)、研修受講料、通信料金等

CHECK 3 ショッピングサイト※から物品を購入している。

※ 楽天、Amazon、Yahoo!ショッピング、アスクル、たのめーる、カウネット、ビックカメラ.com、
ヨドバシ.com、モノタロウ等

CHECK 4 電子請求書(Web請求書システム※)等のサービスを
利用している。

※ BtoBプラット、フォーム請求書、楽楽明細等

CHECK 5 クレジットカード※の利用明細データを、
インターネットやアプリで入手している。

※ VISA、Mastercard、JCB、American Express等

CHECK 6 交通系ICカード※の支払いデータを、インターネットやアプリで入手している。

※ Kitaca、Suica、PASMO、manaca、TOICA、ICOCA、PiTaPa、SUGOCA、
nimoca、はやかけん等

CHECK 7 QRコード決済など、スマートフォンアプリ※による
決済を利用している。

※ LINE Pay、Pay Pay、楽天ペイ、d払い、au PAY、メルペイ等

CHECK 8 EDI取引※をしている。 EDIとは「Electronic Data Interchange」の略称。
企業間における取引上の各種情報を通信回線を用いて電子的に交換することを言う。

※ インターネットバンキング等
(振込結果画面(振込依頼を受けた旨+日時・振込先名・金額)の表示は電子取引に該当)

CHECK 9 その他の支払※に関して請求書等を、クラウドサービス上で閲覧、専用
サイトからダウンロード、スクリーンショットによる保存などを行っている。

※ 公共料金、通信料金、配送料金等

CHECK 10 ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用※して、
請求書等を授受している。

※ 書面に出力せず電子データのまま保存する場合は電子取引に該当

CHECK 10 その他、DVD等の記録媒体※を使って
請求書等を授受している。

※ DVD、USBメモリ、SDカード等

授受する請求書等が上記のいずれかに該当する場合には、対応が必要です。お気軽にご相談ください。

納付書の事前送付に関するお知らせ

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、令和6年5月以降に送付する分から、e-Taxにより申告書を提出している法人の方などについて、納付書の事前の送付を取りやめることとされました。

事前送付を行わないこととなる方

- e-Taxにより申告書を提出されている法人の方
- e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方
(国税庁ホームページより抜粋)

高田総合会計事務所では対策として、このような納税スタイルを提案いたします。
こんな方にはこんな納税はいかがでしょうか？

①

インターネット
バンキングを
既にご利用の方



インターネットバンキング等からの
納付手続 | 国税庁 (nta.go.jp)

②

クレジットカードを
頻繁に
利用される方



クレジットカード納付の手続
国税庁 (nta.go.jp)

③

スマホアプリを
頻繁に利用される方
(30万円未満の利用に限る)



スマホアプリ納付の手続
国税庁 (nta.go.jp)

④

ご自身で
e-Taxを
ご利用の方



ダイレクト納付の手続
国税庁 (nta.go.jp)

その他に振替納税も行なっております。やっぱり納付書でないと、と思われる方も多と思います。
ご相談を賜りますので、検討される方はお気軽に担当者にご連絡ください。

政府が年収の壁対策を発表!!

配偶者に扶養されるパート従業員らが社会保険料の負担を避ける為、働く時間を抑える年収の壁を巡り、政府が対策パッケージの概要を公表しました。

「年収の壁対策、130万円超でも2年まで扶養」

● 政府の「年収の壁」対策パッケージ概要

	現状	対策
130万円の壁	従業員100人以下の企業で、社会保険料負担が発生	連続2年までは扶養内にとどまれるようにする
106万円の壁	従業員101人以上の企業で、社会保険料負担が発生	社会保険料を肩代わりした企業に、1人最大50万円の補助金を出す
103万円の壁	一部の企業で、配偶者手当を支給せず	見直しの手順などを示した資料を作成、公表する

